

3月7日(火)第2日 午前10時00分 開議

出席議員

1番	越野哲也	2番	野崎剛睦
3番	前田鎮夫	4番	胡子雅信
5番	林久光	6番	住岡淳一
7番	山根啓志	8番	胡子勝弘
9番	登地靖徳	10番	浜西金満
11番	山本一也	12番	石下洋子
13番	大越保之	14番	吉岡憲伸
15番	新家勇二	16番	鎌田哲彰
17番	山木信勝	18番	下河内泰
19番	太刀掛隼則	20番	扇谷照義
21番	小西俊明	22番	沖也寸志
23番	伊藤一志	24番	西中克弘
25番	上田正	26番	田中達美

欠席議員

なし

本会議に説明のため出席した者の職氏名

市長	曾根 薫	助役	津山 直登
収入役	山西 文男	教育長	正井 嘉明
総務部長	田口 宜久	市民生活部長	玉井 栄藏
福祉保健部長	横杉 哲治	産業部長	出口 節雄
土木建築部長	黒瀬 洋二	教育部長	吉田 茂
生涯学習部長	東谷 寛明	企業局長	中下 清和
消防長	小跡 孝廣	江田島支所長	山本 秀男
沖美支所長	大越 次人	大柿支所長	川本 恒子
総務課長	酒永 光志	財政課長	後川 正博
企画振興課長兼情報政策課長	空田 賢治	企業局次長	日当 満志

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	山田 豊
議会事務局次長	土手 三生
議事調査係長	横手 乃文

議事日程

日程第1 議案第30号 江田島市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例案
について

- 日程第 2 議案第 3 1 号 江田島市児童公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 3 議案第 3 2 号 江田島市ひとり親家庭等医療費支給条例及び江田島市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 4 議案第 3 3 号 江田島市敬老金贈呈条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 5 議案第 3 4 号 江田島市し尿処理施設、ごみ処理施設及び不燃ごみ処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 6 議案第 3 5 号 江田島市水産業振興施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 7 議案第 3 6 号 江田島市下水道条例及び江田島市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 8 議案第 3 7 号 江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 9 議案第 3 8 号 江田島市消防関係手数料条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 10 議案第 3 9 号 江田島市農業振興センター設置及び管理条例を廃止する条例案について
- 日程第 11 議案第 4 0 号 江田島市総合計画基本構想案について
- 日程第 12 議案第 4 1 号 辺地に係る公共的施設の総合的な設備に関する財政上の計画の策定について
- 日程第 13 議案第 4 2 号 広島県と江田島市との間における漁港管理事務の事務委託に関する規約の変更について
- 日程第 14 議案第 4 3 号 市道の路線認定について
- 日程第 15 市長の施政方針
- 日程第 16 議案第 4 4 号 平成 18 年度江田島市一般会計予算
- 日程第 17 議案第 4 5 号 平成 18 年度江田島市国民健康保険特別会計予算
- 日程第 18 議案第 4 6 号 平成 18 年度江田島市老人保健特別会計予算
- 日程第 19 議案第 4 7 号 平成 18 年度江田島市介護保険特別会計予算
- 日程第 20 議案第 4 8 号 平成 18 年度江田島市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
- 日程第 21 議案第 4 9 号 平成 18 年度江田島市港湾管理特別会計予算
- 日程第 22 議案第 5 0 号 平成 18 年度江田島市漁港管理特別会計予算
- 日程第 23 議案第 5 1 号 平成 18 年度江田島市公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 24 議案第 5 2 号 平成 18 年度江田島市農業集落排水事業特別会計予算
- 日程第 25 議案第 5 3 号 平成 18 年度江田島市地域開発事業特別会計予算
- 日程第 26 議案第 5 4 号 平成 18 年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計予算
- 日程第 27 議案第 5 5 号 江田島市旅客定期航路事業運送条例の一部を改正する条例案について

- 日程第 28 議案第 56 号 平成 18 年度江田島市交通船事業会計予算
日程第 29 議案第 57 号 平成 18 年度江田島市国民宿舎事業会計予算
日程第 30 議案第 58 号 平成 18 年度江田島市水道事業会計予算

開議 午前 10 時 00 分

議長（田中達美君） ただいまの出席議員は 26 名でございます。
定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、手元に配布したとおりであります。

日程第 1 議案第 30 号

議長（田中達美君） 日程第 1 「議案第 30 号 江田島市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曽根市長。

市長（曽根 薫君） おはようございます。

議会第 2 日目、大変ご苦労さまに存じます。

ただいま上程になりました「議案第 30 号 江田島市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」でございます。

学校統合によりまして、廃校となる大須小学校の一部を公民館として活用することに伴います、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 96 条第 1 項第 1 号の規定によりまして議会の議決を求めますのでございます。

内容につきましては、生涯学習部長をして説明申し上げます。よろしく申し上げます。

議長（田中達美君） 東谷生涯学習部長。

生涯学習部長（東谷寛明君） それでは、ご説明をいたします。

大須小学校の 2 階・3 階を大須公民館として使用しようとするものでございます。

100 ページをご覧ください。

第 2 条の表の項の次に、大須公民館 江田島市江田島町大須一丁目 1 番 6 号を加えます。大須公民館を加えることによりまして、ただいま 10 館ある公民館が 11 館になります。

その下の表ですが、別表とあります。この別表は使用料でございます。

次の 1 表を加えます。1 時間当たりの使用料でございます。集会室 600 円、研修室 500 円、その他の研修室等 300 円でございます。なお、この使用料の定め方でございますが、使用料設定基準を使用しております。市内の公民館の使用料は、この基準表によって定めております。

附則でございますが、この条例は平成 18 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

101 ページをお開きください。

これは条例案新旧対照表でございます。左側に改正案、右側に現行の条例でございます。改正案のところに、中ほどに大須公民館がアンダーラインがあります。ここに大須公民館が加わります。そしてその下が使用料の表が加わります。

以上で説明を終わります。

議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山木議員。

17番（山木信勝君） 大須小学校の一部を公民館として活用することでありますが、あと残りはどのようにされるのかお伺いします。

議長（田中達美君） 福祉保健部長。

福祉保健部長（横杉哲治君） 大須小学校の1階につきましては、老人集会所を設置する予定でございますが、老人集会所などのいわゆる公の施設は、設置される時期が住民が利用できる状態になっている必要があるということにされております。したがって、その段階で条例で定めるということになっております。このため、大須小学校の1階につきましては、老人集会所として18年度に必要な改修工事を実施することとしておりますが、改修工事が完了し、老人集会所として住民が利用可能になった段階で、江田島市老人集会所等設置及び管理条例の一部を改正する条例を提案する予定としていただいております。

以上でございます。

議長（田中達美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより、「議案第30号 江田島市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、「議案第30号 江田島市公民館設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり可決されました。

日程第2 議案第31号

議長（田中達美君） 日程第2「議案第31号 江田島市児童公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曽根市長。

市長（曽根 薫君） 「議案第31号 江田島市児童公園設置及び管理条例の一

部を改正する条例案について」でございます。

津久茂住宅団地、清能住宅団地及び久保田住宅団地内にある公園について児童公園として管理すること並びに規定の整備に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によります議会の議決をお願いするものでございます。内容につきましては、黒瀬土木建築部長して説明を申し上げます。

土木建築部長（黒瀬洋二君） それでは、「議案第31号 江田島市児童公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」ご説明いたします。

津久茂住宅団地、清能住宅団地、久保田住宅団地につきましては、いずれも旧町時代に町が購入して宅地造成し分譲したものでございます。これにつきましては、現在、市が引き継いで管理しております。今回、行政財産の児童公園として設置及び管理条例に追加することとなりました。

105ページをご覧ください。

新旧対照表でございます。ここに追加で津久茂児童公園、清能児童公園、久保田児童公園を追加するものでございます。なお、その他の児童公園でアンダーラインを引いてございますけれども、それは位置の表示を正確を記するものに改めたものでございます。

以上でございます。

施行は4月1日から施行するものでございます。

以上でございます。

議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより「議案第31号 江田島市児童公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、「議案第31号 江田島市児童公園設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第32号

議長（田中達美君） 日程第3「議案第32号 江田島市ひとり親家庭等医療費支給条例及び江田島市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曽根市長。

市長（曽根 薫君） 「議案第32号 江田島市ひとり親家庭等医療費支給条例及び江田島市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案について」でございます。

福祉医療費公費負担事業を今後とも安定的で持続可能な制度としていくために、広島県が、広島県福祉医療費公費負担事業費補助金交付要綱の一部を改正する要綱を平成18年8月1日から施行することに伴いまして、本市においても、これに準じた制度とするため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めますのでございます。

内容につきましては、横杉福祉保健部長して説明申し上げます。

議長（田中達美君） 横杉福祉保健部長。

福祉保健部長（横杉哲治君） 「議案第32号 江田島市ひとり親家庭等医療費支給条例及び江田島市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案について」ご説明を申し上げます。

先ほど市長の方が提案理由で申し上げましたとおり、県の福祉医療費公費負担事業補助金交付要綱の改正に伴いまして、本市のこの条例を一部を改正をさせていただくというものでございます。

それでは、条例案の内容についてご説明をさせていただきます。

111ページをお開きください。

参考資料といたしまして、新旧対照条文をこちらの方に添付しております。これによりまして説明をさせていただきます。

右が現行条文、左が改正案としております。そして、アンダーライン部分が改正事項となっております。

まず、最初に江田島市ひとり親家庭等医療費支給条例の一部改正でございます。

第5条の医療費支給額から控除される額といたしまして、第3号に第6条の規定による一部負担金相当額規定をいたしまして、第6条といたしまして、一部負担金の条項をアンダーラインのように追加をさせていただくものでございます。すなわち、この条項には、一部負担金の額を1医療負担ごとに1日500円を限度とし、入院の場合には14日を限度、また、外来等の場合には月4日を限度に負担していただくことを規定したものでございます。ただし、1日当たりの一部負担金の額につきましては、附則におきまして、経過規定を設けております。平成20年7月31日までの2年間は半額の1日250円ということにするものでございます。

次に、112ページをお開きください。

まず、第6条、第7条と字句の追加を行いますとともに、第7条を1条繰り下げ第8条と、第8条を削除して第9条、ひとり親家庭等医療費の支給限度等を加えますとともに、第9条から第12条までそれぞれ1条ずつ繰り下げるということにしております。

次に、113ページをお開きください。

第1条のところで、アンダーラインのように字句の訂正を行います。そして、第4条第1項アンダーラインのように改正をさせていただきます。このうち医療費支給額から控除される額といたしまして、第3号に第5条の規定による一部負担金相当額を追加をいたしまして、第5条として一部負担金の条項をアンダーラインのように追加をさせていただきます。すなわちこの条項には、一部負担金の額を1医療負担ごとに1日200円を限度とし、入院の場合には、月14日を限度、また外来等の場合には、月4日を限度に負担していただくと規定したものでございます。ただし、1日当たりの一部負担金の額につきましては、附則におきまして経過規定を設けております。すなわち平成20年7月31日までの2年間は1日100円ということで半額にさせていただくところでございます。

それから、第5条から7条までをそれぞれ1条ずつ繰り下げのものです。

111ページにお戻りをいただきたいと思っております。

附則でございますが、第1項で施行期日を平成18年8月1日といたします。

それから、先ほどもご説明をいたしましたけれども、第2項の方は経過措置として、この条例の施行の日前に受けた医療に係るこの条例による改正前の江田島市ひとり親家庭等医療費支給条例及び江田島市重度心身障害者医療費支給条例による医療費の助成については、なお従前の例によることで規定をいたしまして、第3項・第4項でございますが、第3項の方は、ひとり親家庭等医療費の1日当たりの一部負担金の額を平成18年8月1日から平成20年7月31日までは500円を250円と読みかえ、第4項の方で、重度心身障害者医療費の1日当たり一部負担金の額を平成18年8月1日から平成20年7月31日までは200円を100円と読みかえるものとする規定をしております。

以上で、「議案第32号 江田島市ひとり親家庭等医療費支給条例及び江田島市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案について」の説明を終わります。

議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

石下議員。

12番（石下洋子君） この改正をした結果、江田島市としてはどの程度の負担が増えるのでしょうか。負担が増えるのではなくて減るんですね。すみません。

議長（田中達美君） 横杉福祉保健部長。

福祉保健部長（横杉哲治君） 費用の算定でございますが、この8月から一部負担制度を導入いたしますと、18年度につきましては8か月分ということになります。この場合、ひとり親家庭の医療費が18年度は1,252万円を見込まれます。

それから、重度心身障害者医療費の場合は、先ほども8月から同様にいきますと、

18年度が149,847千円見込まれます。これを17年度の当初と比較をしてみますと、17年度当初は予算では12,000千円のひとり親家庭等医療費は12,000千円、重度心身障害者医療費は142,800千円の予算でございまして、少し一部負担金が増えても医療費の方は増加をしているということでございます。これについては、一人当たりの医療費そのものが増加傾向にございまして、支給対象となる診療報酬の3割相当額の月額医療費で見ますと、ひとり親家庭等医療費が16年度には月額2,590円でありましたけれども、18年度では1割増となります月額2,843円というように増加をしております。

また、重度心身障害者医療費の場合も、16年度が月額11,186円でしたが、17年度には約4%増の11,615円というように増加しているということから、予算額としては増加ということになってございます。

議長（田中達美君） 石下議員。

12番（石下洋子君） 負担増に対して、そんなに変わらないということだと思います。多少はもちろん変わるんですが、大した負担ではないと思いますので、重度心身障害者、ひとり親家庭ともに大変生活は困窮しているわけですから、ぜひこの制度を単にそろえるのではなくて、江田島市として現状のままの制度にしていきたいというように思います。

身体障害者などはこの4月からいろいろな面での負担が随分増えてくるわけですから、せめて医療費に関して、今までどおり無料というようにするようお願いしたいと思います。どうでしょうか。

議長（田中達美君） 横杉福祉保健部長。

福祉福祉保健部長（横杉哲治君） 石下議員も今おっしゃったように、一部負担金というのはできるだけ無理のないということで、私どもの方も2年間の激変緩和等もっております。そのように上限額を通院は4日、入院は14日というような配慮したものとさせていただいております。さらにこれを県内23市町でどういう状況かというのを調べてみましたところ、ひとり親家庭医療費は20市町、また重度心身障害者医療費も一部2自治体ほど検討中ではありますが、残りの17市町は本市と同様に県の制度に歩調を合わせて一部負担を導入する予定というように聞いてございますので、できるだけ無理のない負担にさせていただきます。そういう意味でご理解をお願いしたいということでお願いしてございます。

議長（田中達美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより「議案第32号 江田島市ひとり親家庭等医療費支給条例及び江田島市重度

心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数です。

よって、「議案第32号 江田島市ひとり親家庭等医療費支給条例及び江田島市重度心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例案について」は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第33号

議長(田中達美君) 日程第4「議案第33号 江田島市敬老金贈呈条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曽根市長。

市長(曽根 薫君) 「議案第33号 江田島市敬老金贈呈条例の一部を改正する条例案について」でございます。

敬老金贈呈対象者及び敬老金額を改めることに伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるとでございます。

内容につきましては、横杉福祉保健部長をして説明を申し上げます。

議長(田中達美君) 横杉福祉保健部長。

福祉保健部長(横杉哲治君) 「議案第33号 江田島市敬老金贈呈条例の一部を改正する条例案について」ご説明を申し上げます。

条例案の内容でございます。117ページをお開きをいただきたいと思っております。

参考資料として新旧対照条文を添付してございます。これにより説明をさせていただきます。

右が現行条文、左が改正案ということでございます。アンダーラインの部分が改正事項となっております。

まず、第2条で敬老金の贈呈対象者を80歳、85歳、90歳、95歳、それから100歳以上というように改めさせていただきます。

次に、第3条は全部改正をさせていただきます。敬老金の額を第1号で80歳及び85歳の方が3,000円、第2号で90歳と95歳の方が5,000円といたしまして、第3号で100歳以上を10,000円とさせていただきます。

116ページへお戻りください。

附則といたしまして、施行期日を平成18年4月1日とさせていただきます。

以上で、「議案第33号 江田島市敬老金贈呈条例の一部を改正する条例案について」説明を終わらせていただきます。

議長(田中達美君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

胡子議員。

8番(胡子勝弘君) 今、改正案で80歳、85歳と5段階いうわけですが、それはこの81歳から途中はないということで、100歳以上は毎年10,000円もらえるものですか。

議長(田中達美君) 横杉福祉保健部長。

福祉保健部長(横杉哲治君) 100歳以上につきましては、毎年贈呈をさせていただきますということにしております。

議長(田中達美君) 胡子議員。

8番(胡子勝弘君) それでは、105歳、110歳いう段階では、上乘せいうものはないということですか。

議長(田中達美君) 横杉福祉保健部長。

福祉保健部長(横杉哲治君) 大変申しわけございませんが、その同額というように今のところは判断をして提案させていただいているところでございます。

議長(田中達美君) ほかにありませんか。

山木議員。

17番(山木信勝君) 90歳から95歳の者が2,000円アップするということで、今、江田島市では行財政改革をどんどん進めております。これにどうも反するのではないかと思いますかどうでしょうか。

議長(田中達美君) 横杉福祉保健部長。

福祉保健部長(横杉哲治君) すみません、行政改革に反するかどうかというのはあれなんです、5年ごとの節目、節目を特に出させていただくということで、長寿を保たれる90歳、95歳、長寿を迎える長生きされたというようなことで5,000円を祝いとして贈呈するということにさせていただきたいというように思っております。

もちろん節目、節目でございますので、当然、受給者数は現行に比べますと少なくなると、したがって、予算額で申しますと対前年37.3%の減でございますので、ご理解の方をお願いしたいというように思います。

議長(田中達美君) 石下議員。

12番(石下洋子君) 現在、37%減と言われましたが、予算書を見ますと、600万円ぐらい減になっていると思ったんですが、行財政改革の一環だと思いますけれども、老人に対するささやかなお祝いの気持ちを今まであらわしてきたわけです。今までもだんだん低くしてきたわけですね。老人に対して、せっかく今まで温かい気持ちを行政として住民に示してきたわけですから、こういうふうにも何もかも切っていくような方法ではなくて、ぜひ今までのとおりに戻していただいて、こういうふうな改正はしないでいただきたいというように私は思います。

議長(田中達美君) 横杉福祉保健部長。

福祉保健部長(横杉哲治君) 石下議員の質問にお答えする前に、先ほどの答弁少し訂正をさせていただきます。対前年の37.3%の額が予算額にしておりますので、37.

3%減ではございません。約6割の減ということでございます。

それでは、石下議員の質問にお答えさせていただきますが、県内の他の状況これを見ますと、合併後の市町23市町ございますが、敬老金制度を廃止した市町も2市町ございます。この中でその他の市についても、年齢の節目、節目のときに贈呈するという市町が大半でございます。こうした中で、とおしますと具体的に言いますと、呉市とか、竹原市・尾道市などの15市町が節目、節目に贈呈をさせていただいております。そういう意味で、江田島市も節目、節目の贈呈にさせていただきたいと思っております。

議長（田中達美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより、「議案第33号 江田島市敬老金贈呈条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数であります。

よって、「議案第33号 江田島市敬老金贈呈条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり可決されました。

日程第5 議案第34号

議長（田中達美君） 日程第5「議案第34号 江田島市し尿処理施設、ごみ処理施設及び不燃ごみ処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曽根市長。

市長（曽根 薫君） 「議案第34号 江田島市し尿処理施設、ごみ処理施設及び不燃ごみ処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」でございます。

不燃ごみ処理施設の管理運営の合理化を図るため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、玉井市民生活部長をして説明申し上げます。

議長（田中達美君） 玉井市民生活部長。

市民生活部長（玉井栄蔵君） それでは、議案第34号につきまして説明の方をさせていただきます。

この条例は合併前、江能広域事務組合のときに制定をされましたものを新市に継承されていたわけですが、現状の施設の体制からして、整合性に欠けているという点があるということで、今回、一部改正をさせていただくものでございます。内容につきましては、次の119ページの方をお願いいたします。

改正の内容でございます。第4条を削り第5条を第4条とするというものでございます。詳細につきましては、120ページ、次のページに一部改正条例案の改正部分抜粋箇所を新旧対照表といたしまして添付をさせていただいております。そちらの方を参考にさせていただければと思います。

附則といたしまして、この条例は平成18年4月1日から施行するというものでございます。よろしくお願いいたします。

議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

前田議員。

3番（前田鎮夫君） ちょっとお尋ねいたしますが、管理人を置かなくなった場合の後の対応というのはどうするんですか。

議長（田中達美君） 玉井市民生活部長。

市民生活部長（玉井栄蔵君） 現在、先ほどの説明のときに申し上げましたけれども、整合性に欠けているということでございまして、管理人という表現が第4条にございますように、現在、実際のところ管理人という形でなくて、受付事務こうした形のものであっての職員を今配置をしております。ですから、実際、施設の管理というものは今現在、場長が兼ねておるような形になっております。

職員の件はどのようになるかということもあろうかと思いますが、この件につきましては、昨日、議案第24号でございますが、江田島市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例、これご議決を賜りました。この中で、昨日の資料からすれば68ページにあたると思います。一般事務嘱託員ということで、ここへ報酬月額182,800円以内という項目をうたっております。こちらの方で、現在の職員についての対応はとっていただくということでございます。

議長（田中達美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより「議案第34号 江田島市し尿処理施設、ごみ処理施設及び不燃ごみ処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、「議案第 3 4 号 江田島市し尿処理施設、ごみ処理施設及び不燃ごみ処理施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり可決されました。

日程第 6 議案第 3 5 号

議長(田中達美君) 日程第 6 「議案第 3 5 号 江田島市水産業振興施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曽根市長。

市長(曽根 薫君) 「議案第 3 5 号 江田島市水産業振興施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」でございます。

江田島市水産業振興施設の鹿川漁船係留施設が完成することに伴います現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第 9 6 号第 1 項第 1 号の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、出口産業部長をして説明を申し上げます。

議長(田中達美君) 出口産業部長。

産業部長(出口節雄君) ただいま議題となりました「議案第 3 5 号 江田島市水産業振興施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」ご説明申し上げます。

1 2 2 ページをお開きください。

江田島市水産業振興施設設置及び管理条例の一部を次のように改正するというので、水産振興施設としまして、鹿川漁船係留施設の第 1 1 号及び第 1 2 号が完成しますので、条例の一部を改正する必要が生じたものでございます。

改正の内容についてご説明いたします。次の 1 2 3 ページの新旧対照表をお開きください。

現行と改正案を記載しておりますが、改正案のアンダーラインを引いているところが今回改正された部分でございます。改正案の方でございますが、名称鹿川漁船係留施設(第 1 0 号)、位置江田島市能美町鹿川 4 6 7 4 番地 6 4 地先の次に、このたび申請いたしました 2 施設を挿入しております。名称は鹿川漁船係留施設(第 1 1 号)、位置江田島市能美町鹿川 2 0 1 番地 8 地先、それから、第 1 2 号も同所でございます。なお、この漁船係留施設の設置場所は現在建設中の鹿川浄化センターの前の海面でございます。係留施設の規模でございますが、ともに縦 1 0 メートル、横 4 メートル、渡橋約 1 2 メートルでつながっております。施行期日は平成 1 8 年 4 月 1 日といたします。

以上で、議案第 3 5 号の説明を終わります。

議長(田中達美君) これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより、「議案第35号 江田島市水産業振興施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、「議案第35号 江田島市水産業振興施設設置及び管理条例の一部を改正する条例案について」は原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第36号

議長(田中達美君) 日程第7「議案第36号 江田島市下水道条例及び江田島市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

市長(曾根 薫君) 「議案第36号 江田島市下水道条例及び江田島市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例案について」でございます。

公共下水道の終末処理場及び汚水ポンプ場並びに農業集落排水の終末処理施設の新設に伴い、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めますのでございます。

内容につきましては、黒瀬土木建築部長をして説明申し上げます。

議長(田中達美君) 黒瀬土木建築部長。

土木建築部長(黒瀬洋二君) それでは、「議案第36号 江田島市下水道条例及び江田島市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例案について」ご説明いたします。

現在建設中であります能美町鹿川処理区の鹿川浄化センター、それから、沖美町三高処理区の三高浄化センター、これが完成し、供用開始の予定でございます。これに合わせまして、現在ある条例を一部改正するものでございます。

127ページをお開きください。

江田島市下水道条例の一部改正でございます。新旧対照表をつけております。

鹿川浄化センターが完成し、供用開始することに伴い、ここに追加するものでございまして、中田浄化センターと大柿浄化センターの間につけております。

それと追加してあります下に記載しております汚水中継ポンプ場、深江と大原2箇

所につきましては、これは既に現在、完成して供用運転中でございます。これにつきましては、当初、条例に入れておりませんでしたけれども、今回併せて終末処理場その他の施設ということも併せましてここへ追加するものでございます。

次、128ページでございます。江田島市農業集落排水処理施設条例の一部改正でございます。新旧対照しております、三高浄化センターの完成に伴い、ここへ大須、沖浄化センターの次に三高浄化センターを記載するものでございます。なお、附則といたしまして、この両条例の施行は、平成18年4月1日から施行するとしております。

以上でございます。

議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより、「議案第36号 江田島市下水道条例及び江田島市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、「議案第36号 江田島市下水道条例及び江田島市農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第37号

議長（田中達美君） 日程第8「議案第37号 江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曽根市長。

市長（曽根 薫君） 「議案第37号 江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案について」でございます。

現在使用することが想定されない石綿について、ボイラーの蒸気管を被覆する遮熱材料の例示から削ることに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、小跡消防長をして説明を申し上げます。

議長（田中達美君） 小跡消防長。
消防長（小跡孝廣君） 失礼いたします。
130ページをお開きください。

平成17年8月、石綿含有製品の製造禁止等に係る労働安全衛生法施行令の一部改正等に伴う運営計画並びに国が示しております火災予防条例の準則の改正どおり、本市の火災予防条例を改正するものでございまして、第4条第1項第1号の石綿を削るものでございます。

131ページをお開きください。

新旧対照表でございますが、右が現行で、左が改正案でございます。下線部分について改正をするものでございます。

現行の下から4行目、けいそう土の次に、石綿と書いてありますが、この文字を削るものでございます。

130ページに戻っていただきまして、この条例は公布の日から施行するものでございます。

以上でございます。

議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより、「議案第37号 江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員です。

よって、「議案第37号 江田島市火災予防条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第38号

議長（田中達美君） 日程第9「議案第38号 江田島市消防関係手数料条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曽根市長。

市長（曾根 薫君） 「議案第38号 江田島市消防関係手数料条例の一部を改正する条例案について」でございます。

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令が平成18年1月25日公布、平成18年4月1日から施行されることに伴いまして、船舶の燃料タンクに直接給油するための給油設備を備えた移動タンク貯蔵所が認定されることとなり、この許可の申請に対する審査手数料を定めるため、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めますのでございます。

内容につきましては、小跡消防長をして説明申し上げます。

議長（田中達美君） 小跡消防長。

消防長（小跡孝廣君） 失礼いたします。

議案書の133ページをお開きください。

別表（2）の部「貯蔵所」の款「積載式移動タンク貯蔵所又は航空機の燃料タンクに直接給油するための給油設備を加えた移動タンク貯蔵所」の項中「航空機」の次に「若しくは船舶」を加えるものでございます。

続きまして、次のページをお願いいたします。

新旧対照表でございます。右が現行、左が改正案でございます。現行の方にはアンダーラインは引いておりません。改正案につきましては、表の中欄にアンダーラインが引いてあります。若しくは船舶というようにアンダーラインを引いてありますが、新たにこの船舶というものが加えられたものでございます。それに伴いまして、右側の手数料の額というのが39,000円余でございますが、この許可に係る手数料は39,000円ということになるわけでございます。施行期日につきましては、平成18年4月1日からの施行となっております。

よろしくをお願いいたします。

議長（田中達美君） 田口総務部長。

総務部長（田口宜久君） 大変申しわけございません。133ページ、今消防長が説明しましたところで、終わりから4行目に給油施設を加えたとあります、備えたの誤植でございます。大変申しわけございません。訂正方よろしくをお願いいたします。

議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより、「議案第38号 江田島市消防関係手数料条例の一部を改正する条例案に

ついて」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、「議案第38号 江田島市消防関係手数料条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり可決されました。

11時10分まで休憩いたします。(休憩 10時59分)

休憩を解いて会議を続けます。(再開 11時10分)

日程変更について

議長(田中達美君) お諮りをいたします。

日程の順序を変更し、日程第27「議案第55号 江田島市旅客定期航路事業運送条例の一部を改正する条例案について」を先に審議したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(田中達美君) ご異議なしと認めます。

よって、日程の順序を変更し、日程第27「議案第55号 江田島市旅客定期航路事業運送条例の一部を改正する条例案について」を先に審議することに決定いたしました。

日当次長を議場に説明員として入場させます。

〔企業局次長 日当満志 入場〕

日程第27 議案第55号

議長(田中達美君) 日程第27「議案第55号 江田島市旅客定期航路事業運送条例の一部を改正する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曽根市長。

市長(曽根 薫君) 「議案第55号 江田島市旅客定期航路事業運送条例の一部を改正する条例案について」でございます。

提案理由にも申し上げておりますように、原油価格の高騰等により旅客定期航路の運賃を変更することに伴いまして、現行条例の一部を改正する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決をお願いするものでございます。

内容につきましては、中下企業局長並びに日当次長をして説明を申し上げますので、よろしく願いいたします。

議長(田中達美君) 中下企業局長。

企業局長(中下清和君) 失礼いたします。

江田島市旅客定期航路事業運送条例の一部を改正する条例でございますが、148ページ、149ページが条例改正の内容でございます。別表全部改正させていただくもの

でございます。

新旧対照表でご説明させていただきますので、150ページをお願いいたします。

左が改正案、右が現行で、アンダーラインを引いているところが改正箇所でございます。

旅客運賃表2等、これはフェリーの運賃です。中町高田間が80円を100円に、中町宇品間及び高田宇品間が470円を590円に改正をお願いするものでございます。

定期運賃表で1か月定期がフェリーで中町高田から宇品間が通勤定期で17,010円を21,240円に、通学定期9,920円を12,390円に、高速艇の定期が通勤定期で26,100円を27,900円に、通学定期で15,660円を16,740円に。

次に、車両運賃表でございますが、車両運賃表で3メートル未満が1,260円を1,500円に、以下それぞれ基本的に現在の額に200円アップで端数処理したもので改定をお願いするものでございます。100円どめで整備させていただいております。

次のページをお願いいたします。

高速艇運賃表でございます。中町高田から宇品間を870円を930円に改定をお願いするものでございます。それと、能美海上ロッジへ1日3便寄港しておりますが、この間、ロッジ宇品間も同じく870円を930円に改定をお願いするものでございます。

次に、手荷物運賃表の特殊手荷物でございます。自転車・小児用の車などで150円を180円に電動機付自転車290円を360円に二輪自動車430円を550円。

次に小荷物運賃表でこれは歳入から見て手数料ですが、10キログラム以下70円を80円に10キログラムを超え20キログラム以下140円を160円に、20キログラムを超え30キログラム以下220円を240円に改定をお願いするものでございます。

149ページに戻っていただきまして、附則といたしまして、この条例は平成18年6月1日から施行するものでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくをお願いいたします。

議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

登地議員。

9番（登地靖徳君） この間、私事なんですけど、今、うちの方で自治会の立ち上げがありまして、集まりがあったんです。そしたら、どういう事が起きたかということ、先般、私、かぜをひいて熱があって、喉痛くてこの席を欠席させてもらったんですが、そのことを皆さん知っておりまして、「あんたタクシー雇うても行かんやいけんかったよ。」まだもう一人、「75歳以上賛成した者があるらしいが、ああいう者もあんたらも次はないかもわからんで。」と、こういうおどしみたいなのが言われるように、西能美においては船賃に関する老人パワーというんですかね、その方たちの考え方や動きは大変厳しいものがあるって、私らもその方たちから支持させてもらってこの席におるわけで、その先頭に立って本来なら反対せやいけんことかもわからんのです。だがやは

りこういうものは、この先頭に立って、この議案は廃案しましても、ものは解決するもんじゃなくて、今説明された決算書というものが残るんで、それをどうするかという問題があるわけですね。いわゆる我々議員は、執行部が提出された議案等をチェックする機関でもあると同時に、経営者、江田島市の経営の一翼を担う立場にある人間でもあって、一概には反対ばかりができないのが私たちの立場ではないかと思うわけでございます。それで、市長さんにちょうどい面におられまして、市長さんの昨日から今日の一挙手一投足、全部が私にわかります。伝わるものがあるんですよ。昨日の出張所の問題もいろいろ意見が出て、大変議論があったわけですが、この船を先般の高齢者の船のカットですか、それと同じように大きな西能美の方においては問題になっておるわけです。そういう立場でありながら、市長さんの先ほどから伝わるものというのは、三国志の言葉になりますが、諸葛孔明が泣いて馬食を切るという下りがあります。そういう心境で、非常に厳しいところで出張所の問題、この船賃の問題、市長さんは本来出したくないんだけど、そういう状態にあるからあえてこう出されたものだと私は理解するわけです。それだけにとことん反対を切るわけにはまいらないので、何とか私もできれば協力させてもらうような方向に進めたいと思うわけでありまして。多分、この間からのこの件に関しましては、全員協議会がありまして、助役さんと交通関係の方がおられまして、説明したところでございますが、いろいろ問題を持っている、この運賃も値上げをしたらすべて解決するかというたら全然、きょうの朝飯をいただいたら昼まではもつ、それぐらい、昼飯どうするんか、晩飯はどうするんか、こんな大きな問題が山と残っているのはこの問題だと思うんです。例えば、このもらった資料から見ると、17年度の売上が63,600万円を見込んでおります。その売上げをするためになんぼ経費がかかっているかというたら77,700万円、マイナスが13,400万円なんですよ。これは先般の協議会でもいろいろな人件費、昼飯代が少ないじゃないか多いじゃないか、とことん緩めていけよとか、そういう提案もありましたがね、そんなもので解決する数字では私はないと思うんです。いわゆる根本的なものを直さなかったら、この船賃はどうしようもなくなってくるんじゃないか、先ほどちょっと話がありましたけどね、14,000万円の1日の赤字、欠損40万円、約40万円1日に損をしている。昨日と今日で80万円、明日になったら120万円、船の方が赤字を起こすんですね。普通は走れば利益があるべきもんなんだけど、この船に関しては動けば動くほど赤字が大きくなる。このたび、120円ですか、船賃を上げる、高速が60円、フェリーが船賃、車代が200円、そうやってもこの赤字の半分しかない。後の半分はどうするかという問題がある。普通赤字を消すのは14,000万円がゼロになるような処理をするのが順当ではないかと思うんですが、いろいろ理由があってその半額でこられておられるのではないかと思うんです。この経費が、船会社が厳しいのは、経費が全部固定している、普通は売上が上がれば経費が上がり、売上が下がれば経費が下がる、いわゆる原動費が多く動くんですが、定期航路だけに、この77,000万円の経費は、休もうが動こうが大体1年間にかかる経費なんですね。減価償却はともかく燃料費・人件費、全部というていいぐらい経費がかかる、損益分岐点というものが77,000万円、それから、上に売上がいかなかったら利益が出ないという、非常にこれは経営的に見たら、

大変な企業なんです。だから、企業経費で言いますと、赤字経営と言いますか、もっと進んで倒産企業、そう言うてもおかしくないような状況なんです。だから、来年の7,000万円、また大体それぐらいが減っていくわけですが、3年後には、今で約2億円上乗せする、それで36,000万円の赤字が上がるようなんですかどうされますかと言うたら、まあそれぐらいは収納できる能力があるとそういうことを言われておりますけれども、何とかこのことは対応してもらわんといけないと。私の案で申しわけないんですが、やはり三高航路・能美航路、同じお客を競合してお客を取り合いになった部分がある。だから、ここの部分をどうするかということを考えていくのが一番早道じゃないかと思うんです。例えば、三高航路の3隻船を持っておる、1杯は代船で遊んでおるフェリーがね。能美も3隻で代船1杯だから合わせて6杯のうち2杯が遊んでおる。でもそれは遊んでおってもいる船なんですね。それが、航路を一本化して、いわゆる合理化して一本化すれば、代船1杯、3隻の運行で十分対応できるし、そしてそのことが、運行時間というか、ダイヤが20分から30分で1杯出ていく、だから待ち時間はない、だから利用者においても、非常に広島でも退屈しない、こっちの港においても退屈しない、利用者においても非常に便利がいい、利益もそういうことですから、両方例えば10億なんぼの売上が出るわけですから、4隻の船でね。今は6隻のもので赤字をつくる、赤字で当然なんです。だからそういうことに関しまして、しっかり向こうは民間会社ということもありまして、どういうことにするかという問題があるんだけど、そのあたりをしっかり対応していただいて、早いうちにいい結論を出してもらいたいと、特に助役さんも、この間から何回か話をしておりますので、3年後で35,000万円の欠損金が残らんように、できればこの盆が来年の正月までにはいい報告ができるようお願いいたしまして、私のこの件に関しての質問をさせていただきました。

以上です。

議長（田中達美君） 津山助役。

助役（津山直登君） いろいろ大所高所からのご指摘をいただきました。これは登地議員から昨年来ずっといろいろご指摘をいただいている問題が、今回の原油騒動ということで大幅赤字の中で、顕在化してきたということが我々としても受けとめております。ご承知のように、航路の一元化につきましては、切串、それから、三高の問題等々ございます。

これにつきましては、多分、航路の利便性、あるいは先ほどおっしゃいましたように使い勝手のよさ等々含めましてもある一つの方法ではあるかと思えます。

ただ、一方で考えなければいけないのは、先ほどもちょっとご指摘がございましたが、相手方というものもございまして、それぞれの船会社との過去の経緯というようなものも私も勉強する中でいろいろ伺っております、なかなか一元化につきましては、ハードルが高いというような問題もあるようでございます。

それから、もう一つは、公営船というものの意義というもの、これまで確かに長年の中で、やはり島と本土との航路のあり方の中で、例えば運賃の値上げの抑制効果でありますとか、それから、これまで船そのものの快適性とか、高速性とか、定期性とかこういったものにおきまして、その公営船の果たしてきた役割というのは、これはこれまで

も申し上げておりますように非常に大きいものがあるということがございます。

それから、やはり、地域によりましては、今の航路があった方が便利がいいというよ
うな住民の方の利便性の問題もございますので、いろいろこれは議論すべき視点があ
ろうかと思えます。ただ単に赤字になったからこれをやめればいいというものではない
という意見がやはり大きいということで、従来から申し上げておりますように、これにつ
きましては、来年この予算でもお願いをしておりますけれども、交通計画というものを
策定いたす予定にしておりますけれども、その中での最重要課題ということで受けとめ
ておりまして、その中での議論を十分に踏まえまして、対応方向をぜひともこれは避け
て通らずに、見出していきたいというように考えております。ちょっと盆というのはな
かなか難しいかとは思いますが、来年中には市としての一定の方向性は出していき
たい。ただ、相手方とかいろいろな調整の問題もございますので、最終的にどういう
方向になるかわかりませんが、今の段階で考えられる最適の選択肢というものを
集約していきたいというように考えております。

議長（田中達美君） 新家議員。

15番（新家勇二君） それでは、質問させていただきます。

この問題が出たのが約1か月ぐらい前に、このままの料金改定で資料をいただきました。
その際に、いろいろと弱者を救済するために、フェリーの運賃はもう少し押さえて
もらえることはできんかといういろいろな言いましたが、このまま出ているのが現状で
ございます。そういう面で、やはりフェリーの運賃を上げるということは、弱者に対
してこれに乗らんと市内に行くわけにはいかないので、その料金はぜひとも見直しを
してほしいと切にお願いしたわけでございます。それが反映されていないというのが1点目
と。

広島市内で働く人たちは、今、非常に島の人間は使うと、交通費の負担割合が企業に
とって大きいという点で、使ってもらえない状況が今起こっているような現状でございま
す。となると、江田島市の経済効果が逆に3,000万円、5,000万円の赤字より
も人口減少等々の理由も出てきますし、今後につなげられない値上げになってしまうよ
うな気がしております。その全体的に燃料の高騰で値上げせざるを得ないというのは、
私も十分理解しておりますが、将来につなげるために、高速は上げてフェリーの金額
は10円でも20円でも押さえる、職員の方にも5万円でも、10万円でも、多少、残
業代等を減らしたにしても、1億ながしの金額に到底追いつくものではないと私も十
分理解しておりますが、やはり企業の方も努力し、住民・利用者にも負担してもらおう
という、汗をかいたあとが見えないので、ちょっとこの問題はどうかと、今、私の考え
ているところでございますが、その辺、1か月前に出たのと、今が全く同じなんです
ね。皆さんのいろいろ意見があったにもかかわらず、そのまま出しているということが
どういうお考えでこうなったのか、説明をお願いします。

議長（田中達美君） 日当次長。

企業局次長（日当満志君） 今の弱者が利用しやすいフェリーの運賃の問題でござ
います。どのくらいの運賃設定が一番いいのか、いろいろと検討した結果でございま
す。

高速艇の運賃につきましては、当初は1,050円であったものを740円に下げた経緯もございます。そのときに高速艇とフェリーの運賃の差、高速料金は当時270円で、割と高速艇に乗りやすい額となったわけです。また、高速定期の発行も行い、さらに利用しやすくなったということで利用客が増え、朝便は定員オーバーで全員乗れないという状況になりました。

そうしたことと経営赤字を合わせ考え、平成14年に高速料金を400円に値上げし、高速艇とフェリーの運賃差は往復800円になりました。800円というのは非常に出しづらい金額で、その後、利用客は徐々にフェリーへの移行がみられ、高速艇の定員オーバーもなくなり、また、昼間の利用客もフェリーへ流れるようになりました。

そうしたことも勘案しての運賃設定です。平成14年に高速料金を上げる前の率からいうと、フェリー・高速艇とも約25%アップで、同じ率の値上げとなります。

もう一つは、確かに一般の利用客でフェリーを利用される方は、フェリー運賃が安い方が良いのは当たり前ですが、会社等でフェリー定期しか出ない方は、高速を利用するのに差額が少なく済むという利点もあるわけです。

議長（田中達美君） 新家議員。

15番（新家勇二君） 日当次長のおっしゃることはもう十分承知しております。そこで、市長に最後に聞くんですが、これらの会社勤めをされている人らですよ、広島市内等々、呉市等もあります、1軒の家から2人働きに出たら、もうちょっと足したらマンションでも買えるんですよ。その金額。これを自腹を切るということになったら、やはり市内に住んだ方がええのという傾向にありつつあるので、そういう面を考えてどういうふうに使われているのか、最後にお聞かせ願いたいなど。

議長（田中達美君） 曽根市長。

市長（曽根 薫君） 9番議員さん、そして15番議員さん、いろいろと本当にご協力いただくようなご発言をいただきました。実態が実態だけに、わかりましたと言っていたけど反面、何とか経営の面でも合理化を図り、そしてさらには人口減少の歯止めのことも考え、確かに島しょ部にとっては、船という大事な市民の足は欠かせることのできない、さっきもおっしゃったように、江田島市外へ通勤をなさっている方々が、何といても通勤、そして帰路については、会社の方の方針と、一致をしない部分で非常にご苦労なさっているのはわかるわけです。それで先ほど、ご質問がありました議論の中で、少し工夫せよとおっしゃっていただいて、変化がないじゃないかとおっしゃったわけですが、これが先ほども9番議員がご指摘ありましたように、極端な言い方をしますと、焼け石に水と、将来1年先、2年先では膨大な赤字を確保しなきゃならんよというようなご示唆もございます。そういう面からするならば、今を乗り切るために、この線でご理解を賜りたいというのが私の心境でございます。いろいろと皆様方には本当に痛い思いをかける結果になるわけですが、とはいっても公営船としての役割というのは、何が何でも存続をさせなきゃならんという思いでございます。こういう思いからするならば、ここ一番、皆様方にもご理解いただいて、この案で今回は動き出していきたい。そして、先ほどもございましたように、やはり経営についても、今までのようなやり方では避けて通れない、経営改善に向かっても、職員をあげてみんなで

汗をかこうじゃないかということで、私は向かっていきたいので、何とぞ、15番議員、9番議員、暖かいお気持ちでご理解をいただきたい、心からお願いを申し上げる次第です。

議長（田中達美君） ほかにありませんか。

山本議員。

11番（山本一也君） 質問しまいかと思っておりましたが、市長さんが職員挙げて経営努力するというお答えいただいて非常にありがたいと思っておりますが、本当につまらん質問をさせていただきます。回数券を買っておられる方もいますね。改正後はその回数券、購入しておられる方の回数券はどのようにいたすのか聞きたいです。

議長（田中達美君） 日当次長。

企業局次長（日当満志君） 回数券とか定期券につきましては、運送約款の第12条で「運賃改定前に買ったものについては有効である」というのがあります。したがって、回数券は2か月間は有効、いわゆる6月1日の提案でございますので、承認していただけるなら6月1日から、その後の2か月間は有効としたいと考えております。

議長（田中達美君） ほかにありませんか。

胡子議員。

4番（胡子雅信君） 4番議員でございますけれども、1点、2点ちょっと質問させていただきますと思います。

今回、運賃値上げということで、これはもう今の公営船の内容、財務内容見たら、いたし方ない部分があると私も思います。これからの原油の値段が下がるという方向性もございませんし、さらに赤字がふくらむという状況下、運賃の値上げというのはいたし方ない方向だとは思うんですけれども、これまでのお話の中で、どうも企業努力が見えてこないんですね。結局、公営船として、今、江田島市交通局が配船しておりまして、運賃の値上げということは一般の、今、ご利用のお客様に対して痛みを持ってお願いするということなわけです。ここで例えば、今、企業局の船員さんの給与については、いろいろ江田島市と広島、もしくは江田島市と呉を結んでいる民間航路の船員の方々も総額支給がどうも違うと、もちろんこれまでのお話の中で、全日本海員組合との協定によって、2欄会社である江田島市交通局は、基本給がほかの2欄会社と同じでございますが、いろいろな手当の部分でかなり高額なところがあるのではないかとこのように思っております。

また、これもやはり全日海との協定によって、定年制度、組合員の定年、労働協約においては、組合員の定年は55歳とし、退職は58とすると、それが協定書の内容です。一方、江田島市船員就業規則第13条においては、船員さんの定年は満60ということなんですね。ということは、いわゆる民間企業の民間の船会社に勤めていらっしゃる船員さんの福利厚生面と、企業局の船員さんの福利厚生面においては、かなりの差があるということなんです。言ってみれば、市民の皆様方に痛みを持ってお願いするのであれば、そういった部分の改正というか、合理化というか、そういったものも行政執行部として今後お考えいただけるものなのかどうか、この点をお伺いしたいと思います。

また、これも江田島市交通船事業事務職員の給与の基準に関する条例とか、あとは

船員さん給与に関するものに関して、期末手当・勤勉手当、いわゆるボーナスに関しての条文ございますが、「勤務成績に応じ、かつ企業の経営を考慮して支給する」というような文言がございます。今回、1億3,000万円ながしの赤字見込み、また来年値上げをしたとしても7,000万円前後の赤字が見込まれると思いますが、この期末手当・勤勉手当等々に関しても、どのように考えていらっしゃるのか、その点を教えてください。

議長（田中達美君） 日当次長。

企業局次長（日当満志君） 企業努力をどのようにということでございますが、前回もお答えいたしましたように、運賃は昭和56年から改正されておられません。その間、物価指数は40%ぐらい上がっております。昔と比べて、旅客船業界が斜陽産業の中で、産業別組合の全日海はなかなか応じることをせず、各社困っているところですが、要求事項は出して交渉を行っています。

ボーナスに関しましては、一般職と比べて基本給が低いということもありますが、赤字経営の中ですので、もちろん下げる交渉は行っています。

議長（田中達美君） 胡子議員。

4番（胡子雅信君） 今、説明の中でいろいろ組合との交渉をやっているらしい、ただしその結果がなかなか出てこないという状況かと思えます。今回、1億2,000万~3,000万円の赤字見込みの中の本当に赤字会社のような財務状況、そして民間であればまずリストラを行うのがまず一番ということです。値段を上げるということは、市民の方々が、先ほどからも申し上げておりますが、家計を逼迫するものになります。ぜひともまずは値上げをする前に、企業局としての努力というか、そういったものが市民の方々に納得いくものであれば、今回の値上げもスムーズにいくのではないかなと私は思っておりますが、今、私の意見ということで、もう答弁は結構です。

議長（田中達美君） 鎌田議員。

16番（鎌田哲彰君） 油が高くなりまして、赤字になる重々理解できます。ただ、今のいろいろな答弁聞きますと、まず値上げありきなんですよ。本当、自助努力の形で見えてこないんですよ。さっき15番議員が質問されたように、家のうちから通勤、通学は2人ほどおりますと、向こうでアパート借りたりとか、それこそマンション借りたり、買ったりの方が安いような金額形態になるんですよ。だから、そうでなくして、逆に、できないかも知れませんが、値段を下げて逆に利用客を増やす努力、高速道路でもいったん値段を下げて動向を見るじゃないですか。そうしたようなまず自助努力、そういう形を見せて、それでも仕方ない中身の中で値上げを敢行するのはもう仕方ないと思います。今何もしてないじゃないですか。だから、前々から自助努力をまずしてから値上げしたらどうか。特に、他企業、民間の会社がまだ上げるとも、この間、恐らく上げるでしょうというような答弁でしたが、まだ上げてないわけですよ。上げたあとから十分協議しても間に合うと思いますよ。先にこっちが上げるようなことをするから住民から批判が出るんだと思うんですよ、いかがでしょうか。

議長（田中達美君） 日当次長。

企業局次長（日当満志君） 値上げにつきましては、今の値段を下げてやるという

案もあると思いますが、現実それをやっても利用客が増え、利益が上がるとは、私は考えておりません。

それと、うちが上げたら他社が上げるという問題につきましては、やはりこういう状況でございますから、油がアップしております。アップしたというのは30円が60円になったということです。ガソリンの100円が130円になったのとわけが違います。そういった中で、どうしても自助努力では成り立たないものであり、この値上げについて今回やむを得ないと、利益を守るためにはそういう認識をもっております。我が方があとにするか、前にするかということでございますが、各業者、もう上げざるを得ないという情報を得ております。我々が上げなくても、他社は上げてくると思います。

議長（田中達美君） 曽根市長。

市長（曾根 薫君） 16番議員にお答えしますが、値上げありきで何も汗をかいてないじゃないかと、それが市民に、利用者に伝わってこないとおっしゃる。確かに、表面的には表に出てない部分がありましょう。私のところに原油が高騰しはじめて、非常に苦しい状況を局長・部長が訴えてきまして、助役を交えているいろんな議論をする中で、先ほど説明したように、また、4番議員がおっしゃったように、相手があることです。相手の方々ともしっかり交渉しながら、一生懸命やっているのがなかなか伝わってこないとおっしゃるんですが、やっていることは事実です。だから、とにかく赤字解消するためには、値上げしかないよというまでは、随分と私は職員を説明しながらやってきた中で、最終的にこれをやらせてもらおうではないか、そして、ゆめゆめ怠ることなく、これから最善の道を選ぶためにはどうすればいいのかを含めて、相手の方にもわかっていただけるような汗をかかなきゃならんという思いがします。その点をご承知おきいただきたいと思います。

議長（田中達美君） 鎌田議員。

16番（鎌田哲彰君） もちろん理解しているわけなんですけれども、先ほどの次長の答弁の中で、うちが上げたらよそも上げるだろうというのは、もちろんそうするでしょう。じゃうちが上げんかったらよそはよう上げんわけですね。そこらあたりを住民から見て、よそが上げんものを何でうちが先上げないけんのだろうと、結局そのそういう不満出ているわけですよ。よそは上げんのですよ、確かに。でもうちが上げんかったら上げんわけでしょ、今の答弁だったら。だから、要するによそが上げてからいたし方ないんだと、うちも上げざるを得んのじゃあいう根拠を見せて上げるべきだと思うんですよ。先先うちから上げるべきはないと思います。

議長（田中達美君） 日当次長。

企業局次長（日当満志君） 先ほどの答弁で理解を得たと思えませんが、うちが上げるからよそも上げるんじゃないじゃありません決して。よそも目標があって上がっていきます。うちはどうしても議会に上程する必要がありますので、期間がかなり必要になると、民間は周知期間が1週間ですから、社内で決めたらサッと上げるわけです。決して上げまいと思ってうちの動向を見ているわけではありません。そこらをよそはいつ上げるか、上げんか、上げるというそういう答弁をさせていただいたわけです。

議長（田中達美君） 胡子議員。

8番（胡子勝弘君） 私は今の燃料高騰の関係上から上げざるを得んと思えますけど、前回の全員協議会でも言いましたように、さっき4番議員さんから指摘がありましたように、交通局の船員さんの件について、公務員法でやるのか船員法でやるのか、あなたがさっきからどここの航路の何様はこうだといって言いよりますけども、これを住民の皆さんはこの船員が一番高いんだということは事実、皆さんがおっしゃるわけですよ。それをいずれかにしたらどうかと、船員法でやるならばもっとやり方があると、公務員法でやるなら公務員の法のやり方があるでしょ、そこを企業努力をなささいよというのは4番議員さんらも言いよるわけです。まして、この今回の値上げ申請というのは、たったその前に75歳以上の通院者すべてのものの削減をした後にすぐ上げてきた、これ住民は納得しません、はっきり言うて。これをどうしてそのときに、なんぼ企業課が違うから言うても、何か打ち合わせみたいなことはできんものかということとは住民側から言いよるわけですよ。さっきも私もこの20でしたかあのときにでも言いたかったんですが、結局、役所の仕事は、課が違うけんもろもろのことが皆違う。例えば道路でも、工事してきれいになったと思えばまた掘る、それが住民側は納得できんわけです。それと一緒に、今回も。なぜこの道路をこうやってするが、あんたの方の方はこういう計画はないかというぐらいなことがないんか。今回、値上げすることについても、削除しますよということがあるがいうんが、その前にうちが大きな赤字を出しているから、これをいずれ値上げ申請しますよというのは、去年あたりから出してもええと思うんですよ。それを企業努力をしてないのを皆さんが言いよるわけ。これからは、そういう船員法で、第一番は船員法でくるのか、公務員法でくるのか、そこらあたりが今の住民の皆さんからの声は強いです。そして、今、能美町の方々にも、そういう関係をよくわかった人らは、値上げは仕方がないだろうと、これを役所がこの船を、船員でも言いよりますよ。デマかどうか知らんけどが。私は初めて聞いたんですが。この航路を廃止するんじゃそうな、よそへ売るじゃそうな、民間へ売るじゃそうな。船員からこういう言葉が出ましたよ。私は個人へ売った場合には、こがな運賃の値上げどころじゃない、すぐ元の1,050円ぐらいになると思えますよ。それを恐れてよく知った人らはそれを恐れて値上げ申請は仕方がないという意味のものもあります。それは10人10色だからね、いろんな考え方ありましょ。さっきからも議員さんもいろいろなことおっしゃるとおりに、それは住民サービスならんゆえには、二人勤めよった人らはあっちの方へ出た方が安くつくんではないかというようなこともありましょ。結局、すべての幅広い面で、お互いの役所の中のそういうプランがないがゆえにこういう問題が生じるのではないかと私はこのように思いますが、いかがなものでしょうか。

議長（田中達美君） 日当次長。

企業局次長（日当満志君） 先ほどの船員法と公務員法との関係でございますが、公務員も海員組合に加入はでき、阻止することはできません。海員組合だけをとるなら公務員ははずすしかない、民営しかないという結論になります。我々もさっきも言いましたが、公営であるがために運賃値上げの歯止めの効果があるということで、どうしても公営を守りながらやりたいというのが現時点ではその思いがありますので、その点

ご理解をいただきたいと思ひます。

老人優待廃止の問題は、大きな問題ではあると思ひておりますが、運賃の問題については、もう油が上がり始めたとき、去年から値上げの動向があったわけでは、我々もその動向を見ながら伺いをしてきたわけで、本来は去年の10月の時点で上げたかどうかというのがありました。そうした中で、どこかでやらなければいけないというのが、たまたま重なった状況でございます。

議長（田中達美君） 吉岡議員。

14番（吉岡憲伸君） 先ほどの市長の説明も、それから、今回の油の高騰、これは私も十分に理解できるんですけども、一つだけ、船については、やっぱり利用する側がほとんど選択肢がない。一般家庭でもガソリンが上がれば結局、車をやめて自転車通勤する、こういった家庭がかなりあるらしいんですが、この船については、この船に乗らざるを得ない、幾ら値段が高くなっても、通勤の人はこの船で行かざるを得ないと思ひます。やはりこういった場合は、相当に慎重に対応をしていかなければ困るんですよ。これから先も恐らく赤字になればまた値上げをする、こういったパターンでいかれると、今現在、補助金も随分削減されておりますから、補助金は削減するは値段は上げていく、こういったパターンが続くと、相当に住民さんも不満がたまってこようかと思ひます。その辺は十分に注意をしていただきたいと思ひます。

以上です。

議長（田中達美君） ほかにありませんか。

大越議員。

13番（大越保之君） ちょっとみなほとんどか出てダブったんですが、原油高騰ということで運賃値上げも理解できるのはできるんですけど、できんことはないんですが、さっきの鎌田議員ともダブルかもしれんですが、まず、運賃値上げについて、公益を考へるのか、公営船としては一番ではないかと思ひますよ。町民の絶対の足なんですよ、これは、必要な。それで、これは見させてもらおうと、弱者の負担の方が多くなるような気がするんですよ、この値上げについて、というのが、高校の通学定期の上がり幅がものすごい大きいんですよ、これ。この通学定期の方は、学校行くということは、自分たちもまだ利益を得てない、親のみな世話になっているような格好ですよ。ですから、市長の施政方針にもあったんですが、「次世代を担う子どもの育成に向け、学校教育の充実を図る」と、これ学校教育というのは市長さんは、市内の学校を指しているのかも知れんのですが、これは拡大解釈で教育のために広島に通学するわけですよ、学校へ行くわけですよ。それと小さい小学校の子でもこのごろは結構広島の方の塾へ通ひよるんですよ。この負担は大きいんですよ、親にとって。親としたら教育はつけてやりたい、何とか頑張って自分たちはいいものも着ず、何とか子どものために、子どものためにと一生懸命子どものために頑張りよる親が大多数なんですよ。それと、今、何年か船の運賃は上げてないと言われたんですが、皆さんの働く企業へ勤めよる人の給料も上がってないはずなんですよ、その割に何年も。まだ下がっている方が多いような状況なんですよ。上がったのは一部分のいい企業だけなんですよ。一般中小企業、零細企業はほとんどのところが今給料も下がっています。それと経営努力、これはしてくれているとは思

います。全然してないとは言えません。でも10年昔、例えば違うかもわからないのですが、日本企業はほとんどが赤字でどうにもならんようになってしまったんですよ。そのときに企業は、いろんな施策を打ったんですよ。くつつく離す、そのあとは自分たちが考えてもらえばええんじゃないが、ものすごく努力しました。それで去年あたりは空前の利益を出しとるんですよ、今度は。企業もそれだけ血が出る思いをして、日本企業を支えてきているんですよ。公営船についても、まだ最善で、努力で、これ以上のことはできませんよと言われるのであれば、またそれぞれコンサルなり何なりを診断してもらって見てもらえばいいと思います、これはこういう合理化があるのではないか、こういうのが。まだそのところを局長さんにしても市長さんにしても、もう少しこの企業の公営船の赤字を解消できる方法はあるはずですよ。これは今、1年・2年ではないと思います。なかなか僕らも思ったけど。だから長期的にこうなるということを予測しとったらね、必ずあったはずなんですよ。5年、6年前に。私が思いつくことだけでもあるんですよ。こうしとったらこんなに経費はかからんよというのが。とにかく値段というものは絶対だめなんです。皆さんの税金で、これは公営船、特別会計で税金は使わんのですが。最悪の場合は税金を投入するようになる。そこらのところが十分考えてもう少し考えなおしていただきたい。それと、これと合うかどうかというのはわからないのですが、ちょっと市長さんをお願いで、市長さんの見解をお聞きしたいんですが。高校通学者ですよ。通学者の負担をものすごく高いんですよ、これは。定期券が。2人おったらなんぼになるのこれ。通学は2万4,000円になるのか。1家の家で2人おったら、子どもが。そういう家庭にとってはものすごく負担だろうと思います。これをこの場でええんかどうかいというのは別です。補助助成金でも通学、子どもの教育の設備方面になるのか、そういう方向が考えられないものかというのも、ちょっと考えていただきたいんです。

議長（田中達美君） 曽根市長。

市長（曽根 薫君） 皆さん本当に真剣に考えてもらっておりまして、私も本当に頭が下がるんですけども、結論から申し上げます。通学経費が異状に高くつくから、一部でも市の方から助成ができないかと、それがやがて日本の国を支える教育の一貫でもあるぞと、非常にありがたい言葉をいただくんですけども、これがやはり検討の中にも入っておるんですよ。しかし、市内全域・全航路のそういった対象者を助成するということになりましたと、一部だけをやってほかにはできないなんてことも、今の段階で、はっきり申し上げまして、その経費は一切考えておりません。

議長（田中達美君） 大越議員。

13番（大越保之君） 莫大な経費になる言われるんですが、金額はまだ出してないんですよ、幾ら出してやるか。一部の航路だけを私は見ているのではないんですよ、全航路に充てとるんですよ。今、高校通学者が何人おるかということです。市内に。その人たちに幾らかの助成ですよ、全員にしてやれ言うのではないんですよ。そういう合併をして江田島市になって、何もええことはなかったというのが住民の合言葉なんですよ、江田島市の中にとって、その中で、少しぐらいああこういう小さいことでも、江田島市において良かったなという、プラスの面も、少しはもう出す時期がきているのではないかという気がするんです。

議長（田中達美君） 曾根市長。

市長（曾根 薫君） いつも申し上げるんですが、合併のときにあれほどサービスは高い方に、そして負担は低い方にとって鳴り物入りで振り上げて平成の大合併をやってきたじゃないか、しかし、現実を見ると、それが見えてないんじゃないか、そして、例を二つ挙げるんですけれども、一つは、お年寄りの方から私に、進言してくださる中に、私たちのことはいいよ、しかしこれから日本背負って立つ子どものためにしっかりと目を向けなさいよと言われる方もいらっしゃいます。そういう意味からすれば、今、13番議員がおっしゃったように、通学の助成面で何とか市独自の方策を考えよと、この気持ちがほしいなとおっしゃるんですが、すべて合併をして、懐が良くなるいうものでもないんですよ。私は全体で見て、今、ここで辛抱しないと、先で何もならないことが起きてくると、私自身が合併のときに各地域へ出向いて行ってお願いした中で、決して合併をしても、所得が増え、こづかいが増え、給付が増えるというようなことは望めませんよ、しかし、四つの町が仲良くして、知恵と汗、努力によって良かったと言えるような地域づくり、まちづくりをしましょうやと、私はお願いして回ったことが蘇ってくるんです。今ここで、辛いけれども、この辛さを克服しながら、子々孫々に江田島市が良かったと言えるような地域づくりをするために、今ここが辛抱のしどころなんですよ。おっしゃることはよくわかります。子どものために通学助成を少しでもやれとおっしゃる気持ちは十分に受けとめながら、現段階では、それができないもどかしさがありますけれども、どうか皆様方は、こういった心情をよくおくみ取りいただきまして、ここ一番、じっと我慢の子で、しかもこの今提案しました条例案を通していただきたい、これが私の願いでございます。よろしく申し上げます。

議長（田中達美君） 以上をもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

まず、原案に反対の者の発言を許します。おりませんか。

（「なし」の声あり）

それでは、討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより「議案第55号 江田島市旅客定期航路事業運送条例の一部を改正する条例案について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数です。

よって、「議案第55号 江田島市旅客定期航路事業運送条例の一部を改正する条例案について」は、原案のとおり可決されました。

13時30分まで休憩いたします。

（休憩 12時14分）

休憩を解いて会議を続けます。

（再開 13時30分）

日程第10 議案第39号

議長（田中達美君） 日程第10「議案第39号 江田島市農業振興センター設置及び管理条例を廃止する条例案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曽根市長。

市長（曽根 薫君） 「議案第39号 江田島市農業振興センター設置及び管理条例を廃止する条例案について」でございます。

江田島市農業振興センターを廃止することに伴い、現行条例を廃止する必要がありますので、地方自治法第96条第1項第1号の規定によりまして、議会の議決を求めらるるものでございます。

内容につきましては、出口産業部長をして説明申し上げます。

議長（田中達美君） 出口産業部長。

産業部長（出口節雄君） ただいま議題となりました「議案第39号 江田島市農業振興センター設置及び管理条例を廃止する条例案について」説明いたします。

136ページをお開きください。

江田島市農業振興センター設置及び管理条例を廃止するということで、当農業振興センターの事業を3月末をもちまして、この事業を終えたいので廃止を提案したわけでございます。これまでの経過等を少しご説明させていただきます。

江田島市農業振興センターは、平成6年に旧大柿町が大柿町小古江の民間の土地を借り上げいたしましたして、ビニールハウス3棟、それから、管理棟・倉庫各1棟を整備し、町内の農業振興のため設置したものでございます。事業の内容は、とまと、ふきなどの農産物の育成、あるいは苗の育苗の生産のほか、営農者に対する相談事業などを行っております。このうち相談事業につきましては、近年営農者が減少いたしまして、相談者が大変少なくなり、1週間に数人というような程度となったわけでございます。こうした状況から、この農業振興センターの役割は終えたものと判断し、廃止条例案を提案したものでございます。

なお、条例の廃止の施行期日でございますが、これは18年4月1日とさせていただきます。提案いたしました。

以上で、議案第39号の説明を終わります。

議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより「議案第39号 江田島市農業振興センター設置及び管理条例を廃止する

条例案について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数です。

よって、「議案第39号 江田島市農業振興センター設置及び管理条例を廃止する条例案について」は原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第40号

議長(田中達美君) 日程第11「議案第40号 江田島市総合計画基本構想案について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曽根市長。

市長(曽根 薫君) 「議案第40号 江田島市総合計画基本構想案について」でございます。

江田島市における総合的かつ計画的な行政の運営を図るため、基本構想を定める必要がありますので、地方自治法第2条第4項の規定によりまして、議会の議決を求めるところでございます。

内容につきましては、田口総務部長をして説明を申し上げます。よろしく申し上げます。

議長(田中達美君) 田口総務部長。

総務部長(田口宜久君) お手元に配布しております基本構想案に沿って説明をさせていただきます。

この基本構想策定にあたっては、庁内組織である策定本部及び幹部会を開催し、協議した内容を審議会に諮りとりまとめたものでございます。

審議会は昨年12月7日から本年2月22日までの間に4回開催し、1月25日の第2回審議会でも市長からの諮問を受け、慎重審議を行い、2月22日の第4回審議会において、市長に対して、構想案の答申がなされたのでございます。

次に、総合計画策定の概要でございますが、基本構想、それから、基本計画、実施計画の3部で構成されており、基本計画につきましては、18年度で策定を目指しております。なお、総合計画の目標達成年度は平成26年とさせていただきたいと思っております。

内容について、簡単に説明させていただきます。

1ページをお開きください。まちづくりの基本理念を述べております。

2ページをお願いいたします。この図は江田島市の将来像と三つの基本テーマの設定と流れを示しているものでございます。将来像は自然との共生、都市との交流による海生交流都市とし、新市建設計画を調整することとしておりますが、その検討過程で、本市の現状や、主要課題、計画を取り巻く社会的潮流などを考慮しながら、「瀬戸内海と島、自然とともに生きることの大切さ」、それから、「都市との交流、Uタ

ーン、Ｉターンや定住促進の大切さ」を再認識しております。

また、三つの基本テーマとして一つは安心・安全と快適環境の「住みよさづくり」をあげております。

二つ目として、海と島と歴史文化が彩る「美しさづくり」をあげております。

三つ目に、人と地域が輝く「元気づくり」でございます。こうした主要施策などを踏まえて、諸事業について設定したものでございます。

この方向づけのもとに、諸施策を展開し、都市像に近づけていくことが本市に住んでみたい、住み続けたい都市、また訪れたい江田島として、さらに発展していくことにつながるという考え方を２ページの下欄に図示しているものでございます。

３ページをお願いいたします。まちづくりの展開方法を都市像や基本テーマとセットで３ページに図示しております。これが総合計画のまちづくりの理念の骨子となるものでございます。都市像を実現するためには、諸施策を体系的に取り組む必要があり、また、まちづくりの全体方針を部門別にまとめたものが６本の柱でございます。さらに計画を推進していくために三つの柱を進めております。

一つは、市民参加を基本としたまちづくりの推進でございます。次に、計画的で効率的な地域経営の推進でございます。三つ目に、広域的な連携の推進でございます。

４ページから１１ページにつきましては、計画の基本指針と土地利用構想を掲載しております。

説明を省かせていただきまして、１２ページに移らせてください。

１２ページでは、部門別施策の方向を説明しております。ここでは先ほど説明申し上げましたとおり、六つの柱をもとに、施策の方向についての柱をまとめたものになります。繰り返すようになりますが、この六つの柱として、一つ、豊かな教育・文化を創造し、人が輝くまちづくり、元気な地域を育てるまちづくり、三つ目に健康で安心して暮らせるまちづくり、四つ目に、安全で快適な生活環境が整ったまちづくり、五つとして、しっかりとした都市の基盤を備えたまちづくり、六つ目に交流と連帯による交換のまちづくりを設定しております。これらは新市建設計画に示されたものと整合性を図っておるものでございます。これらを具現化するものとして、右側に表示しております施策の方向として、２１の具体的な柱を記述しております。この３１の施策方向の柱をもとに、来年度策定予定の基本計画では、具体的な方策を明らかにします。

以下、１３ページからはそれぞれ六つの柱を具体的に説明しております。時間の関係で、まことに申しわけございませんが、説明は省略させていただいて、総合計画基本構想案の説明を終わらせていただきます。

議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山木議員。

１７番（山木信勝君） この基本構想、達成の年が２６年ということですが、大体普通１０年ぐらいを目標にやると思うんですがね、それを８年にしたのはどういう

意味からですか。

それから、4ページから人口フレームが説明しておりますが、平成26年に27,000人を目標にとるわけですね。大体、減り続けていきまして、25,000人を割って、大体24,300人ぐらいになる予想ですが、定住化対策等によって、27,000人にするということなんですか、この2,000人の定住化対策ができるでしょうかね。ちょっと厳しいのではないかと思います。その点をお伺いいたします。

それから、22ページに真ん中よりちょっと上なんですけど、新庁舎の整備について検討しますと書いてありますが、この8年間を検討するだけですか。これはどうでしょうかね、合併特例債を使うのは10年間に限られておりますね、合併してから。やるのならこの間でないと思うんですが、どのような計画になっているのかお伺いいたします。

以上の点から。

議長（田中達美君） 田口総務部長。

総務部長（田口宜久君） まず、実施の期間でございますが、ご承知のように、平成16年11月1日に本市は合併いたしました。そして、冒頭申しましたように、この計画は基本構想と基本計画と実施計画で成り立っているわけでございますが、基本構想としては、平成16年から平成26年までの10年間を一つのスパンとし、基本計画は5年間を一つの目標、そして個々具体的なものについては、3年のローリングを踏まえた計画を考えておるところでございます。

次に、人口フレームでございますが、議員おっしゃられるように、定住化対策が促進されてこれだけできるんかいなということでございますが、あくまでも計画でございます。努力目標でございます。こういう願いを込めて、この計画は作っております。

また、新庁舎の建設計画でございますが、現在、企画振興課において、調査研究のための職員を置いておりますので、そういったことも今年度予算も付けてもらっておるところでございますので、そういったことも踏まえて、今年から、平成17年度から新庁舎の建設については、職員を配置して建設についていろいろ調査研究をしております。18年度につきましても、予算を付けていただいておりますので、調査研究を引き続き行います。頑張っていきたいというように考えているところでございます。

議長（田中達美君） 山木議員。

17番（山木信勝君） 大体わかりました。わかりましたが、新市の建設計画と整合性ないのはいけないと思うんですよね。その中で、文化ホールとか、図書館とか、いろいろこの建設計画には載っていたんですがね、今度の基本構想にはどうも載っていないようなんですが、削除しているのは何か。

議長（田中達美君） 田口総務部長。

総務部長（田口宜久君） あくまでも、これをもとにこれから肉付けをするわけでございますから、ここに書いてないからもう消えたんかい、そうではないんです。そうではなくて、こういった計画をもとに肉付けをしていくということでご理解いただきたいと思っております。

議長（田中達美君） 山木議員。

17番(山木信勝君) 整合性の持てるような、今度は実施計画になるわけですね。
議長(田中達美君) 田口総務部長。

総務部長(田口宜久君) 先ほどから申しておりますように、基本構想がありまして、基本計画を立て、それから3年のローリングの実施計画を立てていくという考え方でございますので、ご理解いただきたいと思います。

議長(田中達美君) 山木議員。

17番(山木信勝君) それを聞いたのに、新市の建設計画と整合性を持てるようになるのかということ。

議長(田中達美君) 田口総務部長。

総務部長(田口宜久君) 当然、市域の建設計画と整合が保たれるよう考えておりますのでご理解いただきたいと思います。

議長(田中達美君) ほかにありませんか。

(「なし」の声あり)

これをもって質疑を修了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより「議案第40号 江田島市総合計画基本構想案について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

(起立多数)

起立多数であります。

よって、「議案第40号 江田島市総合計画基本構想案について」は、原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第41号

議長(田中達美君) 日程第12「議案第41号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曽根市長。

市長(曽根 薫君) 「議案第41号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について」でございます。

大須地区住民の生活環境の整備を図ることを目的に、辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を定めたいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第3条第1項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、田口総務部長をして説明申し上げます。

議長（田中達美君） 田口総務部長。

総務部長（田口宜久君） まず、辺地計画の概要について申し上げます。辺地計画は辺地に係る公共施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づいて、当該辺地に係る公共施設の総合かつ計画的な整備を促進するために必要な財政上の特別措置を定め、辺地とその他の地域との間における住民の生活水準の著しい格差の是正を図ることを目的としたものでございます。

辺地とは、交通条件及び自然的・経済的・文化的諸条件に恵まれず、その他の地域と比較して辺地な地域のことでございます。

計画策定の意義は、この計画に基づいて実施する事業につきましては、地方債、いわゆる辺地債でございますが、これをもってその財源とすることができ、地方交付税法の定めるところにより、元利償還の80%が基準財政需要額に算入されるものでございます。

それでは、説明書の説明を行わせてください。

139ページでございます。

1 辺地の概況でございます。辺地を構成する字の名称でございます。それを大須といたしております。

辺地の中心の位置でございます。これは江田島町大須一丁目3番1号です。いわゆる大須棧橋から上がってすぐ角の川口商店のところでございます。この場所の定めかたといたしましては、同法施行規則第3条によるもので、地域内において固定資産税課税台帳に登録された宅地の3.3平方メートルあたりの価格が最高の価格である地点を指定しておるものでございます。この地点を基準に学校・医療機関・郵便局・陸上交通機関などの公共施設までの所要時間を計算により算出された金額が(3)の辺地度点数となります。この辺地度点数は100点以上、この100点以上というのは自治省令で定める基準でございます。辺地となりますが、大須については123点となっているものでございます。

2 番目として公共施設の整備を必要とする事情でございますが、大須地区は、本市の北部に位置し、市役所までの距離は20.1キロメートルであります。当該地区は、住民の生活道路が狭隘であり、火災などの緊急時における安全確保に支障をきたしているため、地域間や地域内幹線道路へのアクセスする市道と林道を整備する必要があるものでございます。

3 番目といたしまして、公共的施設の整備計画でございますが、平成18年度から平成22年度までの5か年間を予定しております。

次に、事業の概要について説明を申し上げます。事業費5,062万円で財源は全額一般財源であります。このうち4,550万円を辺地債で充当いたします。

その次に林道でございます。事業費19,370万円の財源内訳としましては特定財源125,905千円で、一般財源67,795千円、そのうち6,080万円を辺地債で充当いたします。

計画策定の流れといたしましては、計画案の策定をし、県へ協議し、本市議会へ提案、

提案議決をいただいた後、再度県へ提出することとなります。

なお、今回提案の計画につきましても、県への協議は済ませておりますので、また了解を得ておりますので、申し添えておきます。

また、策定上の留意点といたしましては、計上事業は相当程度の効果があり、かつ必要最小限の事業について、財政状況も勘案のうえ、緊急度の高いものを計上し、オーバー的にならないようにしなければなりません。また、総合整備計画は、地方自治法第2条第4項に規定する基本計画に適合するようになるものと配慮するとともに、江田島市過疎地域自立促進計画等との関連をも考慮し、地域の特殊事情が十分反映されるよう留意することとなっております。この内容を踏まえたものがお手元の総合整備計画であります。

計画の具体説明につきましては省略させていただきますが、先ほど申し上げましたとおり、この計画策定の実質的も目的は、国・県の財政支援を得て事業を行うことができるとい点であり、とりわけ辺地債の適用を念頭に事業が具体化しているものを取りまとめたものでございます。

以上で説明を終わります。

議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山木議員。

17番（山木信勝君） 辺地債は事業費の100%を辺地債に充てることできるはずですが、なぜ100%でないのですか。

議長（田中達美君） 空田企画振興課長。

企画振興課長（空田賢治君） 以前にも説明させていただいておりましたが、基本的に事業費の100%充当です。資料にあるように、林道については、水土保持事業の補助金が国・県から出ており、残りが一般財源、市道についてはすべて一般財源となっております。

これは、事業を進める中で見込みで充当するため、適債性を欠く部分が出たものと思われる。

議長（田中達美君） ほかにありませんか。

前田議員。

3番（前田鎮夫君） ちょっとお尋ねしますが、これは、この表の大須林道事業、他の事業というのは見していたたくわけにいかんですか。

それにもう1点、この辺地債でできる事業はこの大須に限ったことなのか、ほかの地区にもこういう該当する区域は予定されるのかどうか。

議長（田中達美君） 出口産業部長。

産業部長（出口節雄君） まことに申しわけありませんが、数を用意しておりませんので、後ほど配布します。

議長（田中達美君） 田口総務部長。

総務部長（田口宜久君） 大須以外の地域にこれが該当するかというお尋ねでござ

ございますが、先ほど申しましたように、自治省令に基準があります。この基準に合うのが大須・幸ノ浦地区でございますが、幸ノ浦地区は該当しますが適用する事業がございませんので、当面大須だけ対象となるというふうにご理解ください。

議長（田中達美君） 前田議員。

3番（前田鎮夫君） ほかの町には旧4町ですね、ほかの地域にはないということですか。

議長（田中達美君） 田口総務部長。

総務部長（田口宜久君） お見込みのとおりでございます。

議長（田中達美君） ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより「議案第41号 辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画の策定について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立多数）

起立多数であります。

よって、「議案第41号 辺地に係る公共的施設の総合的な設備に関する財政上の計画の策定について」は、原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第42号

議長（田中達美君） 日程第13「議案第42号 広島県と江田島市との間における漁港管理事務の事務委託に関する規約の変更について」を議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曽根市長。

市長（曽根 薫君） 「議案第42号 広島県と江田島市との間における漁港管理事務の事務委託に関する規約の変更について」でございます。平成18年4月1日から美能漁港及び深江漁港の管理事務を受託することについて、地方自治法第252条の14第3項において準用する同法第252条の2第3項の規定によりまして、議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、出口産業部長をして説明申し上げます。

議長（田中達美君） 出口産業部長。

産業部長（出口節雄君） ただいま「議案第42号 広島県と江田島市との間における漁港管理事務の事務委託に関する規約の一部を改正する規約」についてのご説

明を申し上げます。

141ページをごらんください。

広島県と江田島市との間における漁港管理事務の事務委託に関する規約の一部を次のように改正するというものでございまして、1条中「別表に掲げる漁港」を「畑漁港、柿浦漁港、美能漁港及び深江漁港」に改めるものでございます。

江田島市の漁港管理は現在広島県により、柿浦、畑の両漁港の管理委託を受けておりますが、平成18年4月1日から新たに深江漁港、美能漁港の両漁港について管理を受けるため提案したところでございます。内容は142ページの新旧対照表により説明をさせていただきます。

左の表が現行で右が改正案となっております。第1条のアンダーラインの部分が改正部分となります。現行の別表に掲げる漁港を改正案で畑漁港、柿浦漁港、美能漁港及び深江漁港に改めるものでございます。

改正案で管理委託を受けております4漁港を1条中に網羅いたしましたので、現行の別表第1条関係の部分の漁港名、柿浦漁港、畑漁港を削除するものでございます。

位置図を次のページに図示しております。

施行期日は平成18年4月1日といたします。

以上で「議案第42号 広島県と江田島市との間における漁港管理事務の事務委託に関する規約の変更について」の説明を終わります。

議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより、「議案第42号 広島県と江田島市との間における漁港管理事務の事務委託に関する規約の変更について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、「議案第42号 広島県と江田島市との間における漁港管理事務の事務委託に関する規約の変更について」は、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第43号

議長（田中達美君） 日程第14「議案第43号 市道の路線認定について」を議

題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曾根市長。

市長（曾根 薫君） 「議案第43号 市道の路線認定について」でございます。

次のとおり市道路線を認定したいので、道路法第8条第2項の規定によりまして議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、黒瀬土木建築部長をして説明申し上げます。

議長（田中達美君） 黒瀬土木建築部長。

土木建築部長（黒瀬洋二君） それでは「議案第43号 市道の路線認定について」ご説明いたします。

路線名は余防2号線、場所は大柿町小古江字余防でございます。

道路延長は81.6メートル、幅員は4.8メートルから8.5メートルでございます。

路線の概要でございますが、146ページをご覧ください。

余防2号線は国道487号と市道余防線に接続するこの赤で着色した区間81.6メートルでございます。この区間につきましては、もともと従来青線、水路と土手がございましたところですが、この青線に隣接する畑、この土地を地権者が土地造成をいたしまして、この水路につきましては、暗渠として施工されます。暗渠として全面を道路として施工したものでございます。

なお、このことにつきましては、旧大柿町時代に、旧河川と造成工事の許可をとって始まったものでございます。造成した結果、もともと青線、国有地のありました一部のほか、道路用地、個人の用地面積63平方メートルを寄附を受けまして、この市道余防2号線として路線認定するものでございます。

以上でございます。

議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

討論なしと認めます。

これをもって討論を終結いたしました。

これより「議案第43号 市道の路線認定について」を起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立全員）

起立全員であります。

よって、「議案第43号 市道の路線認定について」は、原案のとおり可決されまし

た。

2時15分まで休憩いたします。

(休憩 14時04分)

休憩を解いて会議を続けます。

(再開 14時15分)

日程第15 市長施政方針

議長(田中達美君) 日程第15「市長の施政方針」説明を行います。

曽根市長。

市長(曽根 薫君) 連日の熱心なご審議に加えて、いよいよ平成18年度の江田島市の当初予算にかかわる私の施政方針、一生懸命、そして、気合を入れてやらせていただきます。ご拝聴ください。

予算編成の基本的方向でございます。

我が国の経済情勢は全国的には緩やかな景気回復傾向にありますけれども、国の平成18年度予算における地方一般財源総額では、前年度比ほぼ同額が確保されたものの、地方交付税総額は5.9%減の大幅減額となっております。今後も地方交付税改革による地方交付税総額の削減が見込まれるなど、依然、先行き不透明な状況であります。

また、ご存じのように広島県でも13年ぶり一般会計当初予算規模が2.7%減、1兆円を下回ることとなるなど、地方財政運営は極めて厳しい状況下にあります。こうした中で、合併後1年4か月を経過した平成18年度は、本市にとりまして2回目の新年度予算となりました。

まず、歳入を見ますと、市税の増、国庫補助負担金の見直しに伴う所得譲与税の増による地方贈与税の増加があるものの、これらの増加額を上回る普通交付税及び臨時財政対策債の減少が見込まれる状況でございます。一方、歳出におきましては、社会福祉関係経費や、施設維持費の増に加え、過年度に借り入れた市債の償還金の増額が見込まれるなど、歳入・歳出両面から新たな施策の財源確保に大変苦慮したところでございます。

平成18年度は「江田島市総合計画」のスタートの年であり、新市建設計画から引き継ぐこととしている新市の将来像、「自然との共生・都市との交流による海生交流都市」の実現に向け、新たな第一歩を踏み出す年となりました。この江田島市の基本指針となります総合計画は、今次定例会に基本構想案を提案をしまして、議決を賜りました。引き続き18年度に基本計画を策定することとしていることから、次の2点に留意して予算編成を行いました。

第1は、「健全な財政基盤の確立」でございます。今回の合併の目的は、急速に進展する地方分権の担い手、基礎自治体としての行財政基盤を強化した上で、高度化・多様化・広域化する行政ニーズに的確に対応した新たな地域づくりを推進することにあります。

このため、まず健全な財政基盤の確立に向けて、人件費等の行政経費の縮減や、1市4制度の解消など、あらゆる施策の見直し、市債の抑制、歳入の確保などの取り組みを進めるとともに、職員の意識改革を図り、一人一人が全体の奉仕者として共に汗をか

いていくという強い決意のもとに、行財政改革の推進に努めることといたしております。

その結果、「超緊縮予算」となりましたが、当面は市民の皆様にもご理解とご協力をいただき、財政の健全化を図る中で、将来に向けての投資余力を確保することが総合計画で掲げる施策を着実に実施をしていくための活力を生み出すことにつながるものと考えております。

第2に、「将来に向かって希望の種をまく予算」ということであります。健全な財政基盤の確立に向けて、抜本的な歳出抑制を行った中であっても、「あれもこれも」から、「あれかこれか」という時代の流れを的確に読み取り、将来に向かって明るい希望と展望をいかにして見出すかが重要であると考えております。

このため、平成18年度に県から新たな移譲を受ける24項目の事務について、円滑な実施を行うとともに、江田島市の将来像の具現化につながる施策を「選択と集中」により推進をし、教育の充実を含む次世代育成対策、都市との交流拡大に向けた観光の振興や港湾等の整備など、将来の夢の実現への種まきが可能となるよう最大限の配慮に努めました。

こうした中で私の公約である「融和・元気・飛躍」を重視しながら、財源の確保及び重点配分に努めた結果、予算の規模は別冊平成18年度予算参考資料1ページに各会計別に掲げておりますが、一般会計の予算規模は149億7,700万円となり、平成17年度の186億1,700万円に比べまして、額にして36億4,000万円、率にして19.6%の減となりました。

なお、この減額となる主な要因としましては、平成17年度予算では、将来のまちづくりの財源とする地域振興基金の積立金23億3,000万円が含まれていたことに加え、すべての事業について、0ペースから見直しを行ったことによるものであります。

主要施策でございますが、新市建設計画の6つの施策体系による平成18年度の主な施策は、次のとおりであります。

第1は教育・文化の充実であります。次世代を担う子どもの育成に向け、学校教育の充実を図るとともに、生涯学習の充実に努めてまいります。

学校の小規模化・複式化解消のための学校統合については、昨年12月9日に学校統合検討委員会の答申をいただきました。それに基づきまして、円滑に推進するための予算を措置することとともに、老朽化に伴う学校の計画的な整備を行ってまいります。生涯学習活動の拠点として、体験活動を提供する場として、自然環境体験学習交流館の施設整備を行います。

2点目は、産業・観光の振興でございます。3F、つまりフルーツ、フラワー、フィッシュのブランド化を推進するため、農業・水産業の振興を図るとともに、にぎわいの創出と交流を促進するため、観光・レクリエーションの振興に努めます。

農業生産基盤整備の促進を図るため、八王寺農道等の整備を推進するとともに、漁場環境の保全や水産基盤の積極的な整備を行います。

観光協会等と連携をし、団塊世代の定住対策も視野に入れながら、体験型観光の掘り起こしを図り、積極的な観光情報の発信に努めてまいります。

3点目は、保健・医療・福祉の充実であります。旧町からの単独福祉事業について、

不公平な制度については、周知期間を設けて廃止する一方、次世代育成支援計画に基づく施策を積極的に推進するとともに、保育の充実を図ります。

また、介護保険法改正に的確に対応していくとともに、市民のアスベストの健康被害への不安を払拭するための対応を講じます。

乳幼児医療費助成の拡大や発達障害児等に対する支援の充実など、保健・医療・福祉の連携による子育て支援策を展開するとともに、保育園の効率的な運営による保育の充実を図るため、統合についての検討を行います。

介護保険法改正に伴う地域支援事業の充実・強化を図るとともに、アスベスト検診を新たに実施をしております。

4は生活環境の整備でございます。市民の協力と参加のもとに、暮らしの安全と安心の確保と、快適な生活環境の整備を図るための施策に積極的に取り組むとともに、協働のまちづくりを実現するため、コミュニティづくりの充実を一層図っております。また、市民に密接に関わっている生活交通確保対策についての検討を行います。

消防の充実、交通安全・防犯対策の着実な実施、急傾斜地や高潮対策など、市民の安全で安心の暮らしの確保に努めるとともに、廃棄物処理対策の充実を努めます。老朽化した三高会館を改築をし、地域のコミュニティセンターとして整備するとともに、自治会組織・団体への積極的な支援を行っております。

5が都市基盤の整備でございます。市民生活や定住の条件を高めるしっかりとした都市の基盤を備えたまちづくりを目指し、道路・港湾等の計画的整備を図るとともに、生活排水処理施設の効率的かつ着実な整備に努めてまいります。

国道487号の改良促進などの道路網の整備及び小用港・中田港・柿浦漁港などの港湾整備を推進するとともに、公共下水道等の整備を計画的に行います。

6が連携・交流の促進でございます。市民間の多様な交流と都市・地域間の連携により、江田島市の一体感の醸成を図るため、市民が主体的に参加できるイベントの開催などの支援を行います。日本一の生産量を誇ると先般報道がありましたように、カキやみかんなどの地域資源を活かしたイベント実施を支援をし、交流人口の拡大に努めます。

次に、企業会計でございますが、交通船の事業会計につきましては、昭和24年運行開始した本事業は、島民の広島への通勤・通学の海上交通拠点としての一役を担ってきましたが、高齢化・過疎化等、社会的要因にはどめがかからず、乗降客の減少が進み、加えて燃料の異常な高騰によって、経営状況は非常に厳しく、経営の合理化を加速することはもちろんでございますが、運賃について、先般、議決をいただきましたように、応分の負担を余儀なくされる結果を招いていることはまことに僥びがたいところでございますけれども、今後は懸命に経営改善の努力に図ってまいりたいと自覚するものでございます。

国民宿舎事業会計でございますが、宿泊事業は、近年、近郊の呉市・広島市等に新しい温泉施設等がオープンをし、競争は激化をしており、利用者減により非常に苦しい経営を強いられております。今後、経営の効率化に加え、企業会計特別委員会でのご意見を踏まえた上で、より良いサービスの提供を心がけ、集客力の向上等により、経営の安定化・効率化を図っていきたいと思っております。

水道事業会計でございます。水道事業におきましても、他の2事業と同じく、需要家の減少に伴い水道料金収入が減少し、財政運営は厳しさを増しておりますけれども、水道事業の使命であります「安全で安定した水」の供給を目指して、設備等の維持・修繕工事や市公共下水道工事等施工に伴う配水管の移設工事を行い、市民生活の向上に努めてまいります。

以上、施政の方針について申し述べましたが、今議会は文字どおり行財政改革議会と私は銘打っております。今や地方分権が進展する中で、地方の創意と工夫により、各分野における住民の安全・安心の確保、そして住民が誇りに思える地域振興策を展開していくことが最も強く求められております。そんな中で住んで良かった、住みたい、行ってみたい、そんな地域づくりを私は願っているわけでございます。多様な住民ニーズや行政課題が山積する中で、皆様方からお預かりしている税金を有効に活用するために、簡素・効率的な行政であるべきことが永遠の課題であることも深く認識をし、将来の江田島市発展の基礎固め、道筋をつけ、市長としての職責をしっかりと果たしていくべき500有余人の職員ともども、全体の奉仕者として、住民福祉の増進のために最大限の努力を傾注してまいり所存でございます。幸い、新進気鋭の市議会議員諸公のより活発な議会活動により、諸般の事業遂行上、この上なき力強さを覚え、まことに感激に絶えないところでございます。どうか市議会議員の皆様、そして市民の皆様方の格段のご理解を賜り、健全として地方自治が確立できるようお力添えをいただけますようお願いを申し上げます。ご静聴ありがとうございます。

議長（田中達美君）　これで市長の施政方針演説を終わります。

日程第16議案第44号～日程第26議案第54号

日程第28議案第56号～日程第30議案第58号

議長（田中達美君）　お諮りをいたします。

日程第16「議案第44号 平成18年度江田島市一般会計予算」から日程第26「議案第54号 平成18年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計予算」及び日程第28「議案第56号 平成18年度江田島市交通船事業会計予算」から日程第30「議案第58号 平成18年度江田島市水道事業会計予算」の計14件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、日程第16「議案第44号 平成18年度江田島市一般会計予算」から日程第26「議案第54号 平成18年度江田島市公共下水道事業（能美地区）会計予算」及び日程第28「議案第56号 平成18年度江田島市交通船事業会計予算」から日程第30「議案第58号 平成18年度江田島市水道事業会計予算」の計14件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

曽根市長。

市長（曽根 薫君） ただいま一括上程になりました議案第44号から14の平成18年度江田島市一般会計予算を含めての提案を申し上げます。

内容につきましては、先ほど施政方針で述べたものを網羅した予算といたしております。昨年の9月14日から主要事業の要望活動から始まって、各部の予算に対するヒアリングを行った、その長きにわたっての予算編成、そして、将来に結びつく予算としてのこれが皆様方の議決の中で、そして議決をいただきましたら、第一歩として、真剣に取り組むべき予算案でございます。それぞれ会計別に提案理由を述べるところでございますが、今、議長の説明にもありましたように、一括上程をしていただきました。したがって、お配りしております予算書、そして参考資料をご覧いただいているものと、勝手ながら提案理由を一つずつ申し述べることは割愛させていただきます。何とぞよろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。提案理由とさせていただきます。よろしくお願ひします。

概要については総務部長をして説明申し上げます。

議長（田中達美君） 田口総務部長。

総務部長（田口宜久君） まず最初に、配布しております予算参考資料の28ページ犬・猫避妊及び去勢手術補助金のところが、パソコンの変換で避妊の字が間違っております。誠に申し訳ございません。それから一般会計及び特別会計の給与費明細書で、（2）給料及び職員手当の増減額の明細における増減分の内訳について、給与改定に伴う増減分につきまして、本来、平成17年12月1日の給与改定に伴う0.3%減額するところを誤って、平成18年4月1日で給与改定に伴う給与改定の額を記載しておりましたので、お詫びして訂正いたします。

また、公共下水道事業（能美地区）会計予算書及び水道事業会計予算書の給与費明細書につきましても併せて訂正したいと思いますので、お詫びいたします。

それでは、重複することがあるかと思いますが、市長が先ほど、予算の基本的方向を説明申し上げましたが、今年度は市の「総合計画」のスタートの年であり、これを踏まえ、「健全な財政基盤の確立」「将来に向かって希望の種をまく予算」ということで、ご理解をいただきまして、詳細につきましては平成18年度予算参考資料を見ていただくということで、説明に代えさせていただきます。

これで終わります。

議長（田中達美君） これをもって提案理由の説明を終わります。

予算審査特別委員会の設置

議長（田中達美君） お諮りいたします。

ただいま一括議題となりました、日程第16「議案第44号 平成18年度江田島市一般会計予算」から日程第26「議案第54号 平成18年度江田島市公共下水道（能美地区）会計予算」及び日程第28「議案第56号 平成18年度江田島市交通船事業

会計予算」から日程第30「議案第58号 平成18年度江田島市水道事業会計予算」の14件は、全議員26名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、本14件は、全議員26名の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたしました。

お諮りいたします。

ただいま設置されました予算審査特別委員会の正副委員長の選任については、いかがいたしましょうか。

(「議長一任」の声あり)

ただいま議長一任とのことですが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

それでは、委員長に上田 正議員、副委員長に太刀掛 隼則議員を指名いたします。

延 会

議長(田中達美君) お諮りいたします。

議事の都合により、3月8日から3月23日まで16日間を休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、3月8日から3月23日までの16日間、休会とすることに決定いたしました。

それでは、次回は3月24日に一般質問を行いますので、午前10時にご参集をお願いいたします。

本日は、これにて延会いたします。

(延会 午後14時45分)